雑収入		
事業者間精算収益		
合　　計		

㈱1．備考欄には、必要に応じて算定の基礎となる数値等を記載すること。
　2．該当事項がない欄には記載することを要しない。

様式第5（第8条から第12条まで関係）

第1表

原　価　等　整　理　表

（単位：千円）

項目			供給費	一般管理費	その他項目	合計
営業費	労務費	役員給与			—	
		給料			—	
		雑給			—	
		賞与手当			—	
		法定福利費			—	
		厚生福利費			—	
		退職手当			—	
		計			—	
	修繕費				—	
	電力料				—	
	水道料				—	
	使用ガス費				—	
	消耗品費				—	
	運賃				—	
	旅費交通費				—	
	通信費				—	
	保険料				—	
	賃借料				—	
	委託作業費				—	
	諸経費	租税課金			—	
		試験研究費			—	
		教育費			—	
		安全周知費			—	
		たな卸減耗費			—	
		固定資産除却費			—	
		貸倒償却			—	
		雑費			—	
		需給調整費			—	
		バイオガス調達費			—	
		需要調査・開拓費			—	
		事業者間精算費			—	
		計			—	
	減価償却費				—	
営業外費用			—	—		
法人税・地方法人税・住民税（法人税割に限る。）			—	—		
事業報酬額			—	—		
小　　計　(A)						
控除項目	営業雑益		—	—		
	雑収入		—	—		
	事業者間精算収益		—	—		
計　　(B)			—	—		
合計（原価等）(C)＝(A)－(B)			—	—	—	

㈱1．該当事項がない欄には記載することを要しない（以下この様式において同じ。）。
　2．中小事業者は、供給費と一般管理費とを合わせて記載することができる（以下この様式において同じ。）。

第2表

機能別原価整理表

（単位：千円）

機能別原価項目	金　　額
ホルダー原価	